

(県様式1-1)【自立・協創に向けた地域活動項目】

この活動の記録は、作業写真整理帳(参考様式)に添付し、(県様式1-2)により実施状況報告を行ってください。

①地域コミュニティ活動の向上

○地域コミュニティ活動から1つ以上選択してください

(1)次世代に繋がる多様な主体の参加

多面的機能支払の活動(以下、多面的活動)

1□ 次世代主体である子供、若者の多面的活動参加(花植え活動、生きもの調査、生活環境清掃、手植え、手刈り、井堰・ため池の歴史教育と保全活動など)

2□ 多面的活動を学校等との連携による次世代への伝承(上記のような活動を園、学校、子供支援団体等と連携)

(2)協創に向けた農村集落内維持保全管理

3□ 施設維持・補修・改修等作業を支援する活動グループの体制確立や他地域への支援活動(施設補修サポート隊など)

4□ 多面的活動と併せて実施する防災活動等を通して地域ぐるみ活動の質的向上を図る(防災訓練を含めた防災視点による農業用施設の点検管理)

(3)協創に向けた農村環境保全

5□ 企業の社会貢献活動(CSR活動)で行っている生態系保全など環境保全活動と連携し、協創に向かう活動(CSR活動で育成された在来種メダカの飼育、環境学習会、遊休農地対策など)

6□ 活動組織間で連携し、広域的に生態系保全活動に取り組む活動(例「多面的機能・生態系保全Week」)

(4)協創に向けた農村景観形成

7□ より多くの多様な主体の参加、質的向上を加えた景観形成活動(休耕田等を活用した景観作物の栽培に加え、集落全域での「花いっぱい運動」、地域ぐるみで農地畦畔や施設沿いに景観作物を植栽・管理し、施設への愛着を高め、継承していく活動など)

8□ 地域内を流れ農業用水路に繋がる河川の除草清掃や、農用地に隣接する山林の影払いなど、古き良き農村風景の復活

9□ 活動組織間で連携し、広域的に景観形成活動に取り組む活動(例「多面的機能・景観形成Week」)

(5)地域における独自の地域コミュニティ活動の向上 [活動内容を記入してください]

10□

②社会的経済活動の促進

○社会的経済活動から1つ以上選択してください

(1)農産物の地域内流通の促進

11□ 多面的活動の地域内で生産された産物の販売(組織内農家から地域内非農家への販売調整、回覧販売、産直市の開催による販売など地域内流通の促進)
※活動組織において販売するのではなく、構成員である生産者・団体(営農組合、農事組合等)の産物販売。

12□ 景観作物を活用したコスモス祭などによる集客活動と併せた農産物の直売
※活動組織において販売するのではなく、構成員である生産者・団体(営農組合、農事組合等)の産物販売。

13□ 多面的活動の活動報酬を地域通貨券の発行等による地域経済の活性化取組(地域産物と地域通貨券の流通)

(2)高付加価値化への取組(生物多様性保全、景観形成、減農薬、減化学肥料)

14□ 多面的活動により保全されている豊かな自然や美しい景観を活用した高付加価値化への取組(産物へのネーミング、生きもの指標付き、活動紹介ラベリング等、例えば生きものにやさしい減農薬生産〇〇米、自然豊かな〇〇米、生きもの指標表示★★☆、多面的活動写真ラベル付きなど)
※この活動は、構成員である生産者・団体の地域内産物に多面的活動を広報・啓発し、高付加価値化へ取組みます。

15□ 田んぼアート、地域次世代育成活動(学校連携、子供会活動での伝統農法での収穫米)等から生産された産物の振舞・学校給食等への流通

16□ 景観形成活動として栽培した菜の花、ひまわりなどから生産される食物油などの生産

(3)6次産業化、農商工観光連携

17□ 多面的活動と連携した産物の生産・加工・販売の6次産業化(遊休農地発生防止活動として整備・管理してきた農地からの産物、上記(2)高付加価値産物の6次産業化など)
※三重県としては、活動組織の販売は推進していませんが、遊休農地解消の目的での生産・販売は可能です。販売する場合は、収益を全額活動組織会計に繰入、別途課税の報告をして下さい。

18□ 多面的活動と連携した産物のインターネット販売(上記(2)の付加価値酒米を酒造と連携したり、組織連携した産物などの販売)

19□ 地元観光業や旅行企画社等と連携した多面的活動啓発・PR(〇〇地域のコスモス畑めぐり、田んぼアート実体験ツアー、農村自然空間体験など)

(4)地域における独自の社会的経済活動の促進 [活動内容を記入してください]

20□

【注】この様式に示している活動は、自立・協創に向けた活動であり、多面的機能支払活動の交付金対象と異なる場合があります。

交付金の支出は、国が定める活動指針及び活動要件(多面的機能支払交付金実施要領 別記1-2)、三重県の多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)のみとするようご注意ください